

「原子力災害対策特別措置法」 の改正に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

「原子力災害対策特別措置法」の改正に関する要請書

平成11年9月のJCO臨界事故を受け、原子力災害の特殊性に鑑みた「原子力災害対策特別措置法（原災法）」が制定され、立地市町村においても原災法に基づいた原子力災害対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、それまでの原子力災害対策が有効に機能しなかった現実を突きつけ、抜本的な見直しを余儀なくされました。

立地市町村としても実効的な対策の構築に向けて、懸命に取り組を進めておりますが、複合災害も考慮し、より広域的な対策を実現する上で、一市町村での対応には自ずと限界があり、原子力政策を担う国の全面的な責任の下で取り組んでいく必要があります。

特に、住民避難が迅速に行われるためには、広域的なインフラの整備や強靱化、輸送、通信及び広報手段の確保、更には住民への意識啓発、重ねての避難訓練などが不可欠であり、国が優先的に財源を確保した上で、関係省庁一体となった取組が必要であります。

原災法において、国は原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務、つまり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を遂行しなければならないことが明記されておりますが、原子力災害対策における国の責務を一層明確にし、確実に果たされるよう、次の事項について強く要請いたします。

- 1 原子力災害時の避難等に必要となるインフラの整備・改良や輸送手段の確保をはじめ、住民の安全・安心確保に必要なあらゆる対策、及びそれに必要となる財源措置は国の責務として明文化すること。

令和2年7月28日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 瀧上 隆 信